

令和8年度 市民提案型地域づくり事業支援補助金 募集要項

一緒にはじめよう私たちのまちづくり
あなたの活動応援します

曾於市は、「豊かな大地と人の絆が未来につながるまち 曽於」の将来像を見据えたまちづくりのため様々な取り組みを行っていきます。

この補助金は、私たちが元気で・いきいきとした生活を営む地域づくりのために、曾於市の財産である豊かな自然・素晴らしい環境を認識し、市民自らが企画提案し、実施する協働のまちづくり活動を支援するためのものです。

【お問い合わせ】

曾於市役所企画政策課 地域コミュニティ係

- 〒899-8692
鹿児島県曾於市末吉町二之方 1980 番地
- Tel 0986-76-8802（直通） Fax 0986-76-4331
Mail kikaku@city.soo.lg.jp

※令和8年度中に円滑に事業を行っていただくため、令和8年度当初予算の確定前から募集しております。そのため、募集内容に変更がある場合もありますので、ご了承ください。

1 趣旨

この補助金は、曾於市の財産である豊かな自然・素晴らしい環境を認識し、この中に住む地域住民が元気で、いきいきとした生活を営む地域づくりのために、市民自らの企画提案による、協働のまちづくり活動や公益性の高い事業を実施する際に必要とする経費の一部を補助するものです。

2 補助対象事業

補助金の対象となる事業（活動）は、次の要件が満たされる事業です。

- (1) 市内で実施されること。
- (2) 市民の利益につながること。
- (3) 公益上の必要性があること。
- (4) 共生・協働のまちづくりの視点から必要と認められる事業であること。

3 補助対象団体の要件

補助対象となる団体は、次に掲げる要件を満たす団体とし、法人、NPO法人、自治公民館、任意団体、グループ等の形は問いません。なお、補助金の受取には団体名義の預金口座が必要です。

- (1) 3人以上で組織されていること。
- (2) 事務所が市内にあり、代表者が市内在住であること。
- (3) 代表者が明らかであり、当該団体の設置の趣旨及び活動が明確であり、予算、決算等の会計処理が明確であること。
- (4) 事業の企画立案、実績報告まで自ら行うことができる。

4 補助対象外

申請する団体や事業（活動）が、以下に該当する場合は、補助対象外とします。

- (1) 特定の個人、団体が営利を目的とするもの
- (2) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを目的とするもの
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制下にあるもの
- (5) 主として営利その他の私的な利益を目的とするもの
- (6) 宗教的活動又は政治的活動を主たる目的とするもの
- (7) 売名を目的とするもの
- (8) 申請を行った年度内に事業が完了しないおそれがあるもの
- (9) この補助金以外の補助等を受けているもの
- (10) その他市長が適当でないと認めるもの

5 補助金の額及び補助対象経費等

補助金の額は、次のとおりとします。また、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数の額を切り捨てた額が補助金の額となります。

(補助金の額等)

事業区分	補助率及び限度額	申請回数
テーマ自由型	補助対象経費の90% 限度額 20万円	継続申請 3回まで
地域チャレンジ型		

※ 事業の継続申請は、原則として連続した3年間となります。

《事業区分について》

- 「テーマ自由形」
地域課題解決や地域振興等のためのテーマと事業内容を自由に提案し実施する事業
- 「地域チャレンジ型」
曾於市内の24地区・校区のそれぞれを範囲として、各地区・校区の活性化を目的として実施する事業
(例: 各地域を活性化するための事業(○○地域移住交流事業など) や各地域の課題等を解決するための事業(高齢者支援や買い物支援など))

(対象経費及び対象外となる経費)

補助対象経費			補助対象外経費		
1 謝金	講師、出演者等への謝礼金等		1 交際費		寄付、他団体等との交流費用、お土産代
2 旅費	講師、出演者及びスタッフ等の活動場所までの交通費や宿泊費の実費等		2 慶弔費		団体構成員、構成員以外を問わない
3 印刷製本費	チラシ・ポスターなどの作製費等		3 懇親会費		団体構成員で行う懇親会費等の費用
4 消耗品費	文具・用紙代・材料代		4 積立金		積立金
5 通信運搬費	郵送料（切手代等）宅配料等		5 他の団体への負担金及び補助金並びに予備費		会費や他団体への補助及び予備費
6 使用料及び賃借料	機器類の借り上げ（レンタル料）、イベントなどの会場借り上げ料等		6 団体の経常的な管理運営経費		事務所の賃借料及び光熱水費等
7 その他必要な経費	事業執行上必要と認められる経費		7 飲食費		弁当代 他（※注1）

※注1 飲食費については原則認めないこととしますが、会議用のお茶代（茶菓子は不可）は対象経費と見なします。

※注2 補助対象経費の項目のうち、以下のものは対象外となります。

対象外となるもの		
1 謝金		・団体の構成員や事業に携わるスタッフに対する謝礼
2 旅費		・団体の構成員の旅費 ・高速道路料金、ガソリン代等
4 消耗品費		・事業の目的外の原材料の購入 ・事業のみに使用することが明確でない消耗品の購入
7 その他必要な経費		・販売又は配布する物品の購入
- 備品購入費		・事業のみに使用することが明確でない備品の購入

6 補助金の申請

令和8年度の受付期間等は次のとおりです。

※ 受付後、募集要項との適合を審査し、申請内容の見直しを求める場合があります。

- (1) 受付期間：令和8年2月2日（月）～令和8年3月13日（金）
- (2) 受付時間：平日のみ 午前8時30分～午後5時
- (3) 受付場所：本庁 企画政策課
- (4) 提出書類：次の書類を提出してください。

【新規事業】

- ① 曽於市市民提案型地域づくり事業計画書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式その1）
- ③ 収支予算書（様式その2）
- ④ 団体の概要・活動実績調書（様式その3）
- ⑤ その他市長が必要と認める書類
団体規約（ある場合のみ），団体名簿，事業説明資料等

【継続事業】

- ① 曽於市市民提案型地域づくり事業計画書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式その1）
- ③ 収支予算書（様式その2）
- ④ 団体の概要・活動実績調書（様式その3）
- ⑤ その他市長が必要と認める書類
団体規約（ある場合のみ），団体名簿，事業説明資料

市民提案型地域づくり事業支援補助金 継続事業自己評価シート（継続事業のみ）

7 事業採択決定方法

事業計画書等の提出された書類に基づいて、審査会にて書類審査及びプレゼンテーション等による審査を行います。令和8年度審査会の開催は5月頃を予定しています。

審査会は、審査した各事業の評価結果について市長へ答申し、市長が採択を決定します。採択決定を受けた事業は補助金交付申請をしてください。審査結果及び補助金交付決定については、各応募者あてに通知します。

8 審査会

審査会（曾於市市民提案型地域づくり事業支援補助金審査会）は、共生・協働の地域社会づくりに携わる方の中から、市長が委嘱した審査委員によって行います。

9 審査基準（以下の基準により採点表を用いて審査を行います。）

(1) 具体性、確実性について

- ・事業の内容や目的に具体性があり、計画通りの実施が可能か。

(2) 公益性について

- ・公益性の高い事業内容となっているか。

(3) 主体性について

- ・補助の対象団体が主体的に取り組む内容となっているか。

(4) 共生・協働性について

- ・市民団体が取り組むことにより効果が上がる事業となっているか。

(5) 継続性・自立性について

- ・事業効果が一過性でなく、事業終了後も補助金に頼らず、団体による継続的な事業実施ができるか。また、その熱意が感じられるか。

(6) 連携性、発展性について

- ・今後、ボランティアグループ、地域づくり団体、N P O 法人等との連携や地域全体で取り組める内容となっているか。また、市民への波及効果が期待できる事業内容となっているか。

(7) 収支予算の妥当性について

- ・収入及び対象経費の積算は事業内容に対して妥当で、対象外の経費が含まれていないか。

(8) プрезンテーション審査

- ・事業内容を熟知し、事業に情熱を持っているか。

10 事業採択の決定通知および補助金の交付決定

事業採択の決定をしたときは、「曾於市市民提案型地域づくり事業審査結果通知書（様式第2号）」により、採択・不採択の理由を添えて各応募者に通知します。

採択決定の後、補助金交付申請をした事業については、補助金の交付が決定し次第「曾於市市民提案型地域づくり事業支援補助金交付決定通知書（様式第4号）」により交付決定を通知しますので、交付決定後に事業を開始して下さい。

11 補助対象事業の変更等

交付決定となった事業を変更、中止又は廃止しようとするときは、事前に「曾於市市民提案型地域づくり事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第5号）」を提出し、あらかじめ市長の承認を得なければなりません。ただし、軽微な変更については、この限りではありませんので、ご相談ください。

また、市は、補助対象事業の変更等の承認申請を受理したときは、その内容を審査し、「曾於市市民提案型地域づくり事業（変更・中止・廃止）承認・不承認通知書（様式第6号）」により、承認又は不承認を補助対象者に通知します。

12 実績報告

補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、事業完了日の翌日から起算して30日以内又は同年度3月31日のいずれか早い日までに、事業実施の実績報告をしてください。実績報告の際は、次の書類を提出して下さい。

- (1) 曽於市市民提案型地域づくり事業実績報告書（様式第7号）
- (2) 補助対象事業の収支精算書（様式その4）
- (3) 補助対象事業の自己評価書（様式その5）
- (4) その他市長が必要と認める書類（事業実施状況写真、通帳、帳簿、領収書綴り等）

13 補助金額の確定

市は、事業完了後、補助対象事業の実績報告書により、実施内容及び対象経費の執行金額を確認した上で補助金の交付額を確定し、「曾於市市民提案型地域づくり事業支援補助金確定通知書（様式第8号）」により、補助金の交付額の確定額を当該補助対象者に通知します。補助金の額は、先に述べた「5 補助金の額及び補助対象経費等」を参照して下さい（1,000円未満切り捨て）。補助対象経費の実績が当初予定に達しなかったり、対象外となる経費を実績に計上したりした場合など、交付決定額と交付確定額とに差額が生じてしまうことがありますので、精算前に確認してください。

14 補助金の交付及び前金払交付

補助金の交付方法は、事業完了後の通常払い（補助金交付額の確定通知を受けた後）と事業途中の前金払い（補助金交付決定通知を受けた後）の2通りで、協議により決定します。

（通常払い）

補助対象者は、事業完了報告後に補助金確定通知書を受理し、補助金確定額の交付請求をするため「曾於市市民提案型地域づくり事業支援補助金交付請求書（様式第9号）」を市に提出してください。1回払いでの口座振り込みとなります。

（前金払い）

補助金交付決定後、事業途中で補助金の一部（交付決定額の7割が上限）を前金で交付することができます。前金払いを交付請求できる額は事業内容等を勘案し決定します。

補助金の前金払交付を受けようとするときは、「曾於市市民提案型地域づくり事業支援補助金前金払申請書（様式第10号）」及び「曾於市市民提案型地域づくり事業支援補助金前金交付請求書」を市に提出してください。ただし、補助金の前金払交付を受けた補助対象者は、補助金確定通知書を受領した日から10日以内に、必ず、前金払交付に係る補助金の精算をする必要があります。受領額と確定額とに差額があれば、補助金を返納することになります。

15 事業実施にあたっての注意

事業の実施にあたっては、以下のことについて注意して下さい。

- (1) 採択決定通知を受理後、補助金交付申請を行い補助金交付決定後に事業を開始して下さい。（決定以前の支出額は対象になりません。）
- (2) 補助対象事業となった場合は、その事業に関する収入及び支出を明らかにするため帳簿等を作成し、通帳により経費を管理するほか、領収書、事業実施状況写真等についても整理して下さい。
- (3) 事業完了後においても、帳簿、収支精算書ほか関係書類について5年間保存して下さい。
- (4) 事業開始後、市から状況報告を求められた場合は、関係書類等の提出や説明をして下さい。
- (5) 実施した事業について、市報やホームページで紹介する場合があります。その際には、原稿の寄稿や写真の提供をお願いする場合がありますので、ご協力下さい。
- (6) この要項に定めるものの他、必要な事項は市長が別に定める「曾於市市民提案型地域づくり事業支援補助金交付要綱(平成24年3月30日 告示第47号)」および「曾於市補助金交付規則(平成17年7月1日 規則第38号)」に準拠します。必ずご確認ください。

16 書類提出先

曾於市役所本庁 企画政策課 地域コミュニティ係 ☎0986-76-8802